

情報ネットワーク運用責任負担区分細則

第1条 この規則は、「跡見学園女子大学情報メディアセンター規程」(以下、「センター規程」という。)第4条第1項第5号に定める情報ネットワークシステム(以下、「ネットワーク」という。)の開発、維持、管理及び運用に関し、情報メディアセンター(以下、「センター」という。)の責任負担において行う部分と、利用者の責任負担において行う部分とを区別するために必要な事項を定める。

第2条 センターは、ネットワークに関して、次に掲げるものを開発、維持、管理及び運用する責任を負う。

- (1) 本学の校地内に設置する基幹ネットワークに関わる設備、装置及びその関連機器
- (2) 基幹ネットワークから端末の情報コンセントまでの通信回線及びこれに情報機器を接続するために必要な機器
- (3) 外部機関と基幹ネットワークとの接続に関わる回線網及びその関連機器
- (4) 第1号乃至第3号の回線上で稼動する全学共通のサーバーシステム
- (5) 第1号乃至第4号の運用に必要なIPアドレス、通信プロトコル等のLAN関連事項
- (6) 第1号乃至第5号の運用に必要で基幹的なソフトウェア
- (7) センターが認めたサーバーシステムの情報セキュリティ

第3条 前条各号に当たらないものは、利用者が開発、維持、管理及び運営する責任を負う。

第4条 この細則の改廃は、情報メディアセンター運営委員会の議を経て、情報メディアセンター長が行う。

附 則

- 1 この細則は、平成 15 年4月1日施行する。